

守口市個人情報保護法施行条例（骨子案）

1 条例制定の趣旨

現在の個人情報保護制度は、次のように、個人情報を取り扱う団体ごとに、別々の法令等が適用されています。

- ①民間事業者 ➡ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）
- ②国の行政機関 ➡ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ③独立行政法人等 ➡ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ④地方公共団体等 ➡ 各地方公共団体等が制定する個人情報保護条例（守口市の場合は、守口市個人情報保護条例となります。）

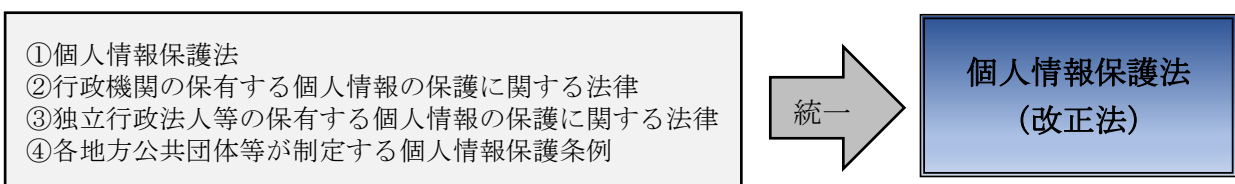
しかしながら、昨今のデジタル化の推進に伴い、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化する中、このような団体ごとの規律の相違がデータ流通の支障となっています。そのため、現行法制の不均衡・不整合を是正するため、国において、個人情報保護制度の見直しが行われました。

その結果、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、3本の法律（①、②、③）が改正後の個人情報保護法（以下「改正法」といいます。）に統合されるとともに、改正法が地方公共団体等（④）にも直接適用されることとなりました（地方公共団体等への適用は、令和5年4月1日からです）。これによって、いずれの団体にも、原則として改正法による全国統一的な規律が適用されることとなりました。

また、地方公共団体においては、条例で、改正法が委任している事項を定めなければならないとされているほか、その他改正法の範囲内において地域の特性に応じて必要最小限の規律を定めることができるとされています。

このことから、本市においても改正法の適用を受けることとなるため、現行の守口市個人情報保護条例（以下「現条例」といいます。）を廃止するとともに、改正法の施行に関し必要な事項を定めるための守口市個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」といいます。）を新たに制定することとなりました。

<参考> 関連法令等の見直し図



2 制定内容（案）

（１） 開示請求に係る費用負担

現条例による運用と同様に、保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とし、写しの交付に係る費用（写しの作成及び送付に要する費用）を実費相当額とします。

（２） 開示決定等の期限

保有個人情報の開示請求があった場合の開示決定等の期限について、現条例では、開示請求があった日から 14 日以内（延長期間は最大で+60 日）とされているところ（①）、改正法では、開示請求があった日から 30 日以内（延長期間は最大で+30 日）とされています（②）。

このような中、法施行条例では、延長を行わない場合の当初の期限について、現行と同水準の運用レベルを維持するため、請求があった日から 14 日以内とします。また、法施行条例で定めることができる内容は、改正法の規定の範囲内とされていますので、延長期間は、改正法の規定通り最大で+30 日とします（③）。

①現条例の場合



②改正法の場合（法施行条例で何も規定しなかった場合）



③法施行条例で規定した場合



(3) 審査会への諮問事項

次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、守口市個人情報保護審査会に諮問することができることとします。

- ① 守口市個人情報保護法施行条例の改廃を行う場合
- ② 保有個人情報に係る安全管理措置の基準を定める場合
- ③ その他個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

(4) 個人情報保護制度の運用状況の公表

現条例による運用と同様に、本市における個人情報保護制度の運用状況について、毎年度、市民に公表することとします。

(5) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

現条例では、個人情報の取扱状況について、個人情報ファイル届出書等（どのような業務でどのような個人情報が利用されているか等が記載されたもの）を作成し、その内容を公表することを義務付けています。

改正法においては、この個人情報ファイル届出書等とほぼ同種の個人情報ファイル簿を作成し、公表することを義務付けていますので、本市においても、改正法の施行後は、個人情報ファイル届出書等を廃止し、個人情報ファイル簿の作成・公表を行うこととなります。

ただ、現条例では、対象者数を問わず個人情報ファイル届出書等を作成している一方、改正法では、対象者数が 1,000 人未満の場合の個人情報ファイル簿の作成義務がありません。

そこで、現行と同等の保護水準を維持するため、本市においては、法で作成が義務付けられていない対象者数が 1,000 人未満の場合の個人情報ファイル簿についても、それを作成し、公表することとします。

3 条例制定のスケジュール

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) パブリックコメントの実施 | 令和4年10月1日～同月31日 |
| (2) パブリックコメントの実施結果の公表 | 令和4年11月 |
| (3) 市議会への条例議案の提出 | 令和4年12月市議会 |
| (4) 条例の施行 | 令和5年4月1日 |